

第24回

高知県・高知市病院企業団議会臨時会会議録

平成24年7月13日開会

平成24年7月13日閉会

高知県・高知市病院企業団議会

第24回高知県・高知市病院企業団議会臨時会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（7月13日）

出席議員	2
説明のため出席した者	2
議会事務局職員出席者	2
議事日程	3
諸般の報告	3
仮議席の指定	3
議席の決定及び議席の一部変更	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議長の選挙	4
樋口議員	5
議案の上程	6
畠中企業長	6
質疑	11
採決	17

巻末掲載文書

議席（案）	19
議案の提出について	20
議決一覧表	21

招 集 告 示

高知県・高知市病院企業団告示第5号

第24回高知県・高知市病院企業団議会臨時会を、平成24年7月13日に高知医療センター11階会議室に招集する。

付議事件は、次のとおりである。

平成24年7月6日

高知県・高知市病院企業団企業長 畠中 伸介

- (1) 高知県・高知市病院企業団議会議長の選挙に関する事
- (2) 高知県・高知市病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例議案
- (3) 高知県・高知市病院企業団監査委員の選任についての同意議案
- (4) 平成23年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処分報告
- (5) 損害賠償の額の決定についての専決処分報告



議 員 席 次

1番	上 田 周 五 君	2番	池 脇 純 一 君
3番	岡 田 泰 司 君	4番	吉 良 富 彦 君
5番	近 藤 強 君	6番	坂 本 茂 雄 君
7番	高 木 妙 君	8番	竹 村 邦 夫 君
9番	西 内 隆 純 君	10番	西 森 潮 三 君
11番	浜 川 総一郎 君	12番	樋 口 秀 洋 君
13番	深 瀬 裕 彦 君	14番	福 島 明 君

第24回高知県・高知市病院企業団議会臨時会会議録

平成24年7月13日（金曜日） 会議第1日

出席議員

1番	上田周五君	2番	池脇純一君
3番	岡田泰司君	4番	吉良富彦君
5番	近藤強君	6番	坂本茂雄君
7番	高木妙君	8番	竹村邦夫君
9番	西内隆純君	10番	西森潮三君
11番	浜川総一郎君	12番	樋口秀洋君
13番	深瀬裕彦君	14番	福島明君

説明のため出席した者

企業長	畠中伸介君
病院長	武田明雄君
副院長	深田順一君
副院長	谷木利勝君
副院長	吉川清志君
副院長	山下元司君
統括調整監兼事務局長	周藤健史君
医療局長	森本雅徳君
看護局長	久保田加代子君
薬剤局長	服部暁昌君
医療技術局長	楠目雅彦君
栄養局長	渡邊慶子君
事務局次長	松本忠史君
ITセンター次長	町田尚敬君
地域医療センター次長	黒石浩一君
事務局次長(議会事務局長)	仁井田充将君

議会事務局職員出席者

書	記	矢生佳子君
書	記	久保隆哉君
書	記	中村真帆君

-----◇-----
議 事 日 程 (第 1 号)

平成24年 7 月13日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 議席の指定及び議席の一部変更
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長の選挙
- 第 5

議第 1 号 高知県・高知市病院企業団職員定数条例の一部を改正する
条例議案

議第 2 号 高知県・高知市病院企業団監査委員の選任についての同意
議案

報第 1 号 高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処
分報告

報第 2 号 損害賠償の額の決定についての専決処分報告

-----◇-----
午前10時00分 開会 開議

○副議長(近藤 強君) おはようございます。

おそろいになりましたので、ただいまから平成24年 7 月高知県・高知市病院企業団議会
臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。

去る 6 月29日、武石利彦議長から議員を辞職したい旨の願い出があり、同日これを許可
し、この辞職に伴う補欠選挙により西森潮三議員が当選されましたので御報告いたしま
す。

この際、議事運営上補欠選挙において当選されました西森潮三議員の仮議席を指定いた
します。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

この際、新たに議員になりました西森潮三議員を御紹介いたします。

西森潮三議員。

○10番(西森潮三君) 西森潮三です。どうかよろしく願いいたします。

○副議長(近藤 強君) これより日程に入ります。

議席の指定及び議席の一部変更

○副議長（近藤 強君） 日程第1、議席の指定及び議席の一部変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議席の指定及びそれに関連いたします議席の一部変更は、お手元にお配りいたしております案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○副議長（近藤 強君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

-----◇-----◇-----

会議録署名議員の指名

○副議長（近藤 強君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期臨時会を通じて、

8番 竹 村 邦 夫 議員

9番 西 内 隆 純 議員

10番 西 森 潮 三 議員

をお願いいたします。

-----◇-----◇-----

会期の決定

○副議長（近藤 強君） 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期を本日1日としたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○副議長（近藤 強君） 御異議ないものと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日1日と決しました。

議事の都合上ここで暫時休憩いたします。

議員の皆さんは別室にお移りください。

午前10時03分 休憩

午前10時24分 再開

○副議長（近藤 強君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

-----◇-----◇-----

議長の選挙

○副議長（近藤 強君） 次に、日程第4、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○副議長（近藤 強君） 御異議ないものと認めます。よって、この選挙は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○副議長（近藤 強君） 御異議ないものと認めます。よって、副議長が指名することに決しました。

議長に樋口秀洋議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名されました樋口秀洋議員を議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○副議長（近藤 強君） 御異議ないものと認めます。よって、樋口秀洋議員が高知県・高知市病院企業団議会議長に当選をいたしました。

新議長は議長席にお移りください。

樋口秀洋新議長のごあいさつがあります。

○議長（樋口秀洋君） このたび皆様方の御推挙によりまして議長にさせていただいた樋口でございます。

この医療センターは、経営と同時に新しい体制においても新出発というような部分がございますから、皆さんとともに、また病院側とも企業団とも努力いたしまして、なおすばらしい病院にしていくように努力したいと思っておりますから、よろしく申し上げます。

○副議長（近藤 強君） 以上で新議長と交代いたします。

御協力ありがとうございました。

○議長（樋口秀洋君） この際、出席を求めている執行機関の職員を御紹介いたします。順次自席でごあいさつを願います。

○企業長（畠中伸介君） 新年度に入りまして、体制も新たになりましたので、改めて自己紹介させていただきます。

企業長の畠中です。どうぞよろしく申し上げます。

○病院長（武田明雄君） この4月より病院長になりました武田です。よろしく申し上げます。

○副院長（深田順一君） 副院長の深田です。ITセンター長、そして臨床試験管理センター長と一緒にやっております。よろしく申し上げます。

○副院長（谷木利勝君） 副院長の谷木です。よろしく申し上げます。

○副院長（吉川清志君） 4月から副院長になりました吉川です。総合周産期母子医療センター長を兼務しています。

○副院長（山下元司君） 4月から副院長になりました山下です。こころのサポートセンターのセンター長を兼任しております。よろしくお願いいたします。

○統括調整監兼事務局長（周藤健史君） 統括調整監の周藤です。4月から事務局長を兼務しております。よろしくお願いいたします。

○医療局長（森本雅徳君） 医療局長の森本です。よろしくお願いいたします。

○看護局長（久保田加代子君） 看護局長の久保田です。よろしくお願いいたします。

○薬剤局長（服部暁昌君） 4月から薬剤局長になりました服部でございます。よろしくお願いいたします。

○医療技術局長（楠目雅彦君） 医療技術局長の楠目です。よろしくお願いいたします。

○栄養局長（渡邊慶子君） 栄養局長の渡邊です。よろしくお願いいたします。

○事務局次長（松本忠史君） 4月から事務局次長になりました松本です。よろしくお願いいたします。

○ITセンター次長（町田尚敬君） 4月からITセンター次長になりました町田です。情報システム室長を兼任しています。よろしくお願いいたします。

○地域医療センター次長（黒石浩一君） 4月から地域医療センター次長に就任しました黒石と申します。まごころ相談室長を兼任しております。よろしくお願いいたします。

○事務局次長（議会事務局長）（仁井田充将君） 事務局次長の仁井田でございます。議会事務局長も兼ねておりますので、またよろしくお願いいたします。

○議長（樋口秀洋君） 御報告いたします。

企業長から地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算の繰越報告がありましたので、その写しをお手元にお配りしてあります。

—————◇—————◇—————

議案の上程（議第1号高知県・高知市病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例議案から報第2号損害賠償額の決定についての専決処分報告まで）

○議長（樋口秀洋君） 日程第5、議第1号高知県・高知市病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例議案から報第2号損害賠償額の決定についての専決処分報告まで、以上4件を議事の都合上一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

企業長。

○企業長（畠中伸介君） 本日、議員の皆様のお出足をいただき、平成24年7月病院企業団議会臨時会が開催されますことを、厚くお礼申し上げます。

このたび新たに病院企業団議員に当選されました西森潮三議員の議員就任と樋口秀洋議員の議長への御就任を心からお喜び申し上げます。

それでは、議案の説明に先立ちまして、高知医療センターの運営状況につきまして御報告いたします。

まず、経営状況でございます。

平成23年度の入院患者数は、延べ18万2,683人で1日平均499人、1人当たりの入院診療平均単価は6万8,634円となり、入院収益は、前年度と比べ2%、約2億3,000万円の増加となりました。

また、外来患者数は、延べ21万3,065人で1日平均873人、1人当たりの外来診療平均単価は1万3,796円で、外来収益は、前年度と比べ2%、約6,300万円の増加となりました。

こうしたことから、平成23年度の単年度収支は、約9,000万円の黒字となる見込みです。

平成24年度につきましては、5月までの2カ月の実績で、入院患者数は、延べ3万1,106人で1日平均510人、1人当たりの入院診療平均単価は6万8,032円となり、入院収益は、前年同時期と比べ5%、約9,400万円増加しています。

また、外来患者数は、延べ3万4,407人で1日平均839人、1人当たりの外来診療平均単価は1万3,715円で、外来収益は、前年同時期と比べ2%、約1,000万円増加しています。

次に、ドクターヘリでございます。

ドクターヘリの平成23年度の搬送患者数は322名で、消防防災ヘリと合わせますと371名となっており、前年度と比較しますと154名増で、約1.7倍となりました。

また、5月には駐車場の一角に格納庫と給油施設などを備えたドクターヘリの場外離着陸場が完成し、より効率的な運航が可能となりましたので、消防防災ヘリとの役割分担を行いながら、迅速な対応に努め、3次救急を担う救命救急センターとしての使命を果たしてまいりたいと考えています。

次に、精神科病棟でございます。

この4月に開設しました「こころのサポートセンター」は、児童・思春期14床、成人30床の合計44床の規模で、身体合併症の治療、土日休日の救急輪番病院の一つとして高知県精神科救急医療事業への参加、そして児童・思春期への対応などを重点的に担うことにしています。

5月までの2カ月間の実績としましては、入院患者数が延べ262名、外来患者数が延べ392名となっており、当初見込んでいた計画には達しておりませんが、院内の一般診療科や外部の関係機関などとの連携を緊密に図っておりまして、高知県全体を対象に、民間では対応が困難な精神科医療の提供に取り組んでまいりたいと考えています。

本年度は、病院長の交代等、幹部職員の異動がございましたが、武田新病院長のもとで、中期経営改善計画及びアクションプランに基づく経営改善に職員が一丸となって取り組むとともに、県下の中核病院として高度で質の高い医療の提供に努め、県民、市民の期待にこたえることのできる医療センターとなりますよう、全力で取り組んでまいりますの

で、議員の皆様のお支援をお願い申し上げます。

それでは、今回提案しました議案について御説明いたします。

まず、議第1号議案は、高知県・高知市病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例議案でございます。

これは、若手医師の処遇改善を図り、必要な医師数を確保すること及び平成24年度の診療報酬の改定に対応した診療体制を確保するために、現在980名以内の定数を1,000名以内に改正することをお願いするものでございます。

議第2号議案は、高知県・高知市病院企業団監査委員の選任についての同意議案でございます。

これまで監査委員を務めていただきました宮本光教氏の任期が平成24年7月5日をもって満了となりましたので、同氏を再任することについての同意をお願いするものです。

報第1号議案は、平成23年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処分報告でございます。

医療事故の損害賠償に必要な経費と棚卸資産購入限度額に係る予算の補正について専決処分を行いましたので、御報告するものです。

報第2号議案は、損害賠償の額の決定についての専決処分報告でございます。

これは、医療事故の損害賠償について、額の決定の専決処分を行いましたので、御報告するものです。

事故は、平成20年5月22日に発生しましたが、その後、御家族や弁護士との話し合いを進めてまいりました結果、示談が整いましたので、平成24年3月22日に損害賠償の額を定める専決処分を行ったものです。

患者さんは、事故とは関係のない御病気により昨年9月にお亡くなりになりました。患者さんの御冥福をお祈りいたしますとともに、御家族、御親族の方々に深くおわび申し上げます。

なお、議案の詳細につきましては、後ほど統括調整監から御説明いたします。

議員の皆様におかれましては、何とぞ御審議の上、適切な議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（樋口秀洋君） それでは、統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（周藤健史君） 統括調整監の周藤です。

議案の詳細につきまして、御説明をさせていただきます。

右肩の上に①と書いた表紙がございます。臨時会議案、こちらで御説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

めくっていただきまして、条例その他議案、1ページでございます。

先ほど企業長が御説明をさせていただきました職員定数条例の一部を改正する条例案でございます。

第2条第1項中「980人以内」を「1,000人以内」に改めるものとして、施行日を24年8月1日を予定をしているところでございます。

この説明に、お手元にお配りしております右肩に資料1と書いた資料がございます。それと、職員数の比較ということで、横長の紙をお示ししてございます。この2つを使いまして詳細な御説明をさせていただきます。

まず、資料1のほうでございます。今般980名から1,000名への増員でございますが、一番上でございます医療局のところで、医師を現在の124名の定数から15名増員して139名とするものでございまして、若手医師の確保及び処遇改善を図るものでございます。

次に、薬剤局、薬剤師でございます。現在25名の定数を5名増員して30名、診療報酬改正によりまして加算がつきますので、病棟への専任配置を確保するものでございます。合わせまして20名を増員して1,000名とさせていただくものでございます。

横長の資料のほうで、先般2月の定例会でも御説明をさせていただきました他病院との比較でございます。2月の定例会のときは22年度の決算数字がまだ集計できておりませんでしたので、今般新たに22年度の類似病院の数値を確認させていただいておりますので、そちらのほうもあわせて御説明をさせていただきます。

左側に並べておりますのが、決算統計データから比較いたしました21年度、22年度のそれぞれの病院の100床当たりの職員数でございます。500床以上の黒字病院が、22年度の決算欄をごらんいただきますと、60病院でございます。21年度が46病院でしたので、14病院ほど増加をしておりますして、職員数合計を見ていただきますと、一番下の欄になります。100床当たりの職員数が145.7人という形になっておりまして、21年度から10人余りの増加という形になっております。

その右欄でございますが、その60病院の中で救急病床を持っている病院が34ございまして、この病院の中の職員数、100床当たりの職員数が148.2人ということで、こちらも10人弱増加をしているという形になっております。

また、その中で病床利用率が同院と同様に80%以上ある病院が25病院ございまして、こちらにつきまして151.3人という状況になっているところでございまして、こちらが7人程度の増加という形になっております。

一方、医療センターでございますが、右端の欄に条例改正案の数字をお示しをさせていただいております。医師100床当たり21人、看護100床当たり100人余りというふうな形でお示しをさせていただきまして、合計をいたしますと676床を100床当たり直しますと、147.9人ということで、先般現行条例980人が145人でしたので2.9人、3人余りの増という形になりまして、他病院と比べまして、同規模の数字であると考えているところでございます。

次に、先ほどの①と書きました条例案のほうに戻らせていただきまして、2ページでございます。監査委員の選任についての同意議案でございます。

宮本光教さんを監査委員に選任することについて、同意をいただくものでございまして、先日開催されました高知市議会で高知市の監査委員として再任をされているところでございますので、よろしく願いをいたします。

次に、報告のほうになります。3ページでございます。

平成23年度病院事業会計補正予算の専決処分の報告でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月22日に専決処分をいたしましたので、御報告をいたしまして、承認を求めるものでございます。

その内容でございますが、5ページをごらんください。

5ページ、補正予算でございます。

第2条で、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するというところでございますが、第1款高知医療センター事業収益の第3項特別利益でございます。損害賠償の保険金でございます。こちらを1,200万円の補正。

一方、支出のほうは、第1款高知医療センター事業費用の第3項特別損失でございます。こちらが損害賠償金になります。同額の1,200万円を補正するものでございます。

次に、第3条として、棚卸資産の購入限度額でございます。

医薬品費、診療材料費の購入につきましては、棚卸資産の購入限度ということで予算で定めをしておりまして、最終的に一定の増加がございましたので、定めておりました金額「47億4,500万円」を「48億5,000万円」に改めるものでございます。

次に、報告第2号でございます。7ページをお願いいたします。

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告でございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、24年3月22日に専決処分をいたしましたので、御報告をさせていただき、承認を求めるものでございます。

まず、2に書いております事件の概要のところの御説明をさせていただきます。

平成20年5月22日、精査加療目的で入院され、試験穿刺において膿胸と診断された患者さん、県内在住の80歳代の男性でございます、に対し、緊急に胸腔ドレナージを行った際、胸腔ドレナージ用カニューレの先端が大動脈に迷入する事故が発生をいたしました。この事故は、当企業団において損害賠償を要すると認められますので、後遺障害慰謝料等について適正額を算出し、御家族との話し合いを重ねてまいりました結果、平成24年3月22日、示談を締結することができましたので、議会の承認を求めるものでございます。

損害賠償の額は1,200万円で、全額病院賠償責任保険の保険金で賄っております。

また、本件につきましては、平成21年2月18日に個別公表をさせていただいております。医療事故の公表基準では、レベル4ということになっております。

最後に、この患者さんは、当院におきまして入院を継続され、症状は回復傾向にあったときもありましたが、まことに残念ながら、昨年お亡くなりになっておられます。死因は心不全によるもので、事故との直接の因果関係はございません。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、適切な議決をいただけますようお願いをいたします。

○議長（樋口秀洋君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） 定数条例の改正議案の関係で、今回薬剤師の5名増について、診療報酬加算があるということなんですけども、ほかにもこれまでいろいろ診療報酬加算による配置的な職種があったと思うんですが、ただ、診療報酬加算っていうのは、その時々医療政策によっても変わってきたりとかということだろうと思います。そういう意味では、実態に合わせてその実態の改善あるいは医療サービスの確保という面からも配置していくということも当然必要ですけれども、診療報酬加算による配置、今回の場合もそういった見通しが、将来的にわたってこういった加算が継続されていくもんだらうというふうなことについてどういう見通しかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（畠中伸介君） 今回の診療報酬加算で、特に病棟薬剤師の専任ということで、これは医療センターとしても他病院から先駆けて取り組んできたことを診療報酬で評価していただきたいという活動が一つあるものだと思っております。

それで、現在は1フロアに1名病棟配置をしておりますが、今度の診療報酬改定では、病棟に1名ということになりますので、医療センターは1フロアに2病棟ありますので、2名配置が必要になります、その加算のためには。それで、今回特に薬剤師の体制強化ということでお願いしたものです。

診療報酬につきましては、これは特に医師の業務軽減という形で、いわゆる医師の業務を病棟薬剤師がフォローしながら軽減していく、これは今チーム医療を推進することで大きな診療報酬の流れですので、これは私どもは継続していくし、また患者サービスの面からも病棟に入院されている患者さんへの薬剤師の管理も含めてやっていけることで、加算が付きましてのは、最終的には病棟を1名配置というのは、もともと目指していた診療報酬ということで、今回診療報酬の加算がありますので、検討したいというふうに……。

○議長（樋口秀洋君） 坂本委員。

○6番（坂本茂雄君） 言葉が適当でないかもしれませんが、こういうことが将来的にもはしごを外されるようなことっていうのはないだろうという見通しのもとでやっているのですか。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（畠中伸介君） 言葉が悪いが、はしごを外すというのは厚生労働省は時々ありますので、その部分はわからないよという、その不安は若干ありますが、これ病棟加算とあわせて薬剤管理指導料と両方ありますので、収益的には一定そういう指導を行うとい

うことができますので、確保できる診療報酬ははしごを外されるというようなことはないというふうに考えておりますので、確保できるというふうに思います。

○議長（樋口秀洋君） ほかに。

吉良議員。

○4番（吉良富彦君） この資料をちょっと見せていただいたんですけども、定数の。7月1日の実人員は931つてありますよね。そうすると、これ実際増員はするものの、実人数にそれが反映されるのかなという懸念があるんですけども。それと同時に、若手医師の確保の可能性、どのような予想をしてるのか。それから、処遇改善というんですけども、具体的にどのような処遇改善をされるのか、そういうところをもっと詳しく、丁寧に説明していただければと思います。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（畠中伸介君） 一定の定数ということで、診療実績、また経営状況を見ながら現実的には増員していくという考え方をずっとこれまでもとっております。

その中で、特に今回は医師につきましては、若手医師が高知県内で不足しているという状況は、もうこれは現実でございます。

その中で、高知医療センターはやっぱり県都にございますので、確保においては条件はいいわけですが、特に若手医師につきましては、今医療センターでは研修制度で2年の初任研修ですか、これを義務づけられてあります。このときに、非常勤で正職員ではなしに研修生と。その後、3年間研修ということで、後期研修ということで3年間専修医の形で非常勤で、正職員じゃなしにやっております、医師になってから6年目にこれまでは基本的に初めて正職員として採用してました。若手医師の処遇改善というのは、そういう不安定なところをきちっと1年、2年程度は専修医として勉強していただいて、5年目から、1年前倒しして若手医師を正職員に委嘱しながら確保していきたいということです。

これは、県立病院は医師確保困難ということで、初任研修2年で、3年目からもう正職員で雇用しております。うちは、6年目でしたのを1年、それまで短縮。それと、大学から医師派遣は、若手医師の派遣を要請したときに、5年目の医師について正職員で派遣を受け入れてくれないかというような話も出てきておりますので、今後若手医師の処遇改善という方針で1年短縮して、初期の研修を2年、それから次の専任研修が、後期研修が2年という位置づけで、5年目に正規の職員にするという方針でやっていくという考え方で……。

○議長（樋口秀洋君） 吉良議員。

○4番（吉良富彦君） 余計にそうすると心配になるのは、今まで6年で正職員としていたと、それには理由があるはずですよ。1年前倒しをしていくということについて、従前との整合性というのはどういうふうに考えていらっしゃいますか。多分、それは何らかの理由があって2プラス3というふうにしてたと思うんですけども、県立はもっと早いで

すけれども、その整合性は、私たち議員はどう考えたらいいのかなと、どう説明したらいいのかと思いますけども。

○議長（樋口秀洋君） 病院長。

○病院長（武田明雄君） 武田です。

企業長が説明されましたように、卒業後、初期臨床研修については2年、専修医3年という縛りがありまして、今までは6年目に正職員になっておりましたけれども、高知県、ほかの県もそうですけれども、やはり医師の確保ということで常勤にしたいと。常勤にしてしまえば、ある程度その専修医が終わった後もその病院に残ってくれるというふうな環境がありますので、そのようなことも含めて一応5年目に常勤にして、正職員にして雇用するというにしました。実際の研修内容としては、変わりません。研修内容としては、もう研修医2年、それから専修医3年というふうな内容的には全然変わりませんので、いわゆるそういう待遇面で厚遇するというので、医師がここの病院に残ってくれるということを期待してやりたいと思います。

○議長（樋口秀洋君） 吉良委員。

○4番（吉良富彦君） ということは、単なる経営上の問題で、正職員にするとお給料が高くなるからというようなことで、それをしていたんですか。県立は2年で。

○病院長（武田明雄君） 県立はもう2年で、専修医になれば即正職と。

○4番（吉良富彦君） ということは、医療センター独自の経営上の都合で2プラス3にしていたと。で、6年目ということにしていたというふうに解釈したらよろしいですか。

○病院長（武田明雄君） 経営というよりは、教育上の2年、3年という医師の教育の年限がありますので、それに沿ってやっていたということですが、周囲のそういう状況からして、ある程度早くしないと、若手医師の確保ができないというふうなことで短縮したということです。

○議長（樋口秀洋君） 吉良議員。

○4番（吉良富彦君） 医師の能力上の問題ではないと、それはしっかりと従前と同様に確保していくんだと。ただ単に、医師の確保のことから今まで3年だったのを2年間に縮めるんだと、患者にとっては何ら影響はないと、かえって医師の確保が進んで、非常に医療が充実したものができるんだと、県民に対して、というふうに理解したらよろしいでしょうか。

○病院長（武田明雄君） はい、結構です。

○4番（吉良富彦君） わかりました。

それから、ついでにですけど、周産期医療の件です。乳児の死亡率が物すごく高いということで、今年の2月議会でも我が会派で取り上げさせてもらったんですけども、この医師の確保について、どのような部署の医師を確保しようとしているのかということについてもお伺いしたいんですけども、ちょっとやっぱり今そのことを念頭に置いて、ちょっ

と医師のどういう部分かというのをお聞きしたいんですけれども。

○議長（樋口秀洋君） 病院長。

○病院長（武田明雄君） 医師の確保に関しましては、もう医療センターのすべての診療科において充実しているわけではありませんので、対象としてはもうすべての科ですけれども、今の医療センターの特徴としまして、やはり内科系の診療科の医師が少ないというふうなことが顕著です。内科というのは、やはり診療の本当の基本になりますので、我々としては内科系の診療を充実させたい。具体的に言いますと、今常勤医師がいない神経内科、これは難病の会からもかなり言われております、神経内科です。あと腎臓内科とか、あるいは代謝内分泌科、あとは腫瘍内科、うちはがんセンターがありますけれども、腫瘍内科の医師が1名しかいないというふうなことで、その辺のところを重点的には充実していきたいと思っております。

ただ、先ほども言われましたように、総合周産期母子医療センターとして、NICUとかあるいは未熟児等が県外に搬送されてしまったとか、そのようなことも当然考えておりました、これも県からも催促されております。したがって、小児科あるいは産科、この先生方も重点的に補充しようというようなことは一応検討しております。

○議長（樋口秀洋君） 吉良議員。

○4番（吉良富彦君） 医師の実際数はどうなんですか、これ、配置。今定数は124ですけれども。

○病院長（武田明雄君） 各診療科の医師数。

○4番（吉良富彦君） いや、それを聞いてもちょっと今判断はしかねますので、今124じゃなくなってる、定数上は。

○病院長（武田明雄君） はい。

○4番（吉良富彦君） 実際上は、今何人、歯科医師を含めて127ですけれども。

○病院長（武田明雄君） 正職員数と、先ほど言いました専修医数あるいは非常勤医、研修医を含めて医療センターでは現在189名の医師がおります。

○4番（吉良富彦君） ああ、全部含めて。

○議長（樋口秀洋君） 吉良議員。

○4番（吉良富彦君） これは、研修医も含めての127じゃないわけです、これは。

○病院長（武田明雄君） 専修医、非常勤医。

○4番（吉良富彦君） 非常勤を含めてという。

○企業長（畠中伸介君） 定数の考え方は、正職員の定数です。先ほど言った専修医等は、定数外の職員ですので、それを含めた数字を先ほど。

○4番（吉良富彦君） だから、含めないで、この127人の医師がどうなんだっていうことをお聞きしたいわけ。

○議長（樋口秀洋君） ちょっと待ってください。統括調整監が回答すると言ってますか

ら。

どうぞ。

○統括調整監兼事務局長（周藤健史君） 127に対応いたします正職員の数は126名でございます。

○4番（吉良富彦君） そう。

○議長（樋口秀洋君） いいですか。

○4番（吉良富彦君） 歯科医師を入れて。

○統括調整監兼事務局長（周藤健史君） 濟いません、124名に対して123名、歯科医師3名に対して3名という形で、127に対して126という形になります。

○4番（吉良富彦君） わかりました。

○議長（樋口秀洋君） いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

浜川議員。

○11番（浜川総一郎君） 経費説明でいただきまして、平成23年度の単年度収支が9,000万円ほどの黒字となるという御報告をいただきました。たしか前のこの議会では、見込みとして1億数千万円、場合によっては2億円ぐらいになるんだというような報告を受けた記憶があるんですが、こういった9,000万円になったのにはそれなりの理由があると思うんですが、見込みと違った理由をお教えいただきたいと思います。

○議長（樋口秀洋君） 統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（周藤健史君） 2月議会で補正予算を提案させていただきまして、1億円余りということで御説明をさせていただきました。今般企業長から御説明させていただきました9,000万円という数字になっております。

補正予算のときの数字よりも医業収益は一定上昇をしております。医業収益が上昇しておりますので、今般専決処分をさせていただいた材料費のところ伸びているという形になっておりまして、この大きな原因といたしまして、平成23年度に投資的経費、4条予算をかなり執行させていただきました。精神科病棟の整備、ヘリポートの整備、IT機器の更新という形をやっておりまして、これに係りまして消費税の計算上、病院にとりまして仕入れ控除というものが、支払った消費税が控除できないという経費がございます。この部分は、決算的に費用化をしなければいけませんので、23年度に当初やった関係で、費用化をしなければいけないこの消費税に係る経費が約1億2,000万円見込まれておりまして、これにつきましては、単年度の収支が非常に悪化するという要因になりますので、23年度の予算上では後年度、翌年以降20年間に分けて費用化することができますので、23年度の予算ではこれを計上しておりませんでした。24年から600万円ずつ20年間に分けて費用化をしていくという形で計上してございましたもので、今般決算のほうをまとめますと、一定収入が伸びたということで、2億円余りの実質的な決算になったんですが、今申

上げました消費税の関係で費用化をしなければいけないものを、後年度負担で予定していたものを、1億2,000万円ほど23年度で費用化をさせていただきまして、差し引き9,000万円という決算でまとめさせていただいているところでございます。

○議長（樋口秀洋君） 浜川議員。

○11番（浜川総一郎君） 1億円の説明を受けて、なおかつ場合によってはもう2億円近いものが黒字になると期待しておりましたが、そういった消費税を一括で払うという事情ができたということで、納得はしましたが、我々としてはちょっと寂しい思いがしたんですけど、それにしても黒字になったということで、喜ばしいことだと思いますし、皆さんの御努力に感謝したいと思います。

○議長（樋口秀洋君） 岡田議員。

○3番（岡田泰司君） 今の消費税の話が出ましたので、今度消費税が増税されるというようなことが出ていますけども、どれぐらい今度費用が増加することになるというのを予測されるのは難しいですか。

○議長（樋口秀洋君） 統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（周藤健史君） 平成22年度の数字と23年度の数字を手元に持っておりますので、こちらで御説明いたしますが、消費税計算上、控除されない金額が22年度の決算で申し上げますと、我々医療センターは3億7,000万円ございました。これが、23年度は投資事業をかなりやりましたので、これが当然ふえまして、5億1,000万円という形になっております。これが、いわゆる5%のときの数字でありますので、10%になりますと、これが単純に倍という形になります。5%が8%になりますと1.6倍という形になりますので、かなり大きな影響を受けることが想定をされます。

当然、診療報酬改定が2年に1度行われますので、診療報酬改定、こういう制度になっておりますのも、医業収益、診療報酬というものが非課税の収入でございますので、その課税と非課税の売上げの割合でないで仕入れ控除できないという形になってますので、診療報酬改定の中に当然これまでも消費税相当分というものは加味された上で改定がされてきたというふうにお聞きをしております。

ただ、投資的経費の部分につきましては、こういう制度は全くございませんので、公立病院だけでなく、民間立病院も含めて、医療機器の購入でありますとか、いろんな控除の関係、消費税の負担が単純に増加するんじゃないかと懸念をしております。

○議長（樋口秀洋君） 岡田議員。

○3番（岡田泰司君） 端的に言えば、大きく赤字が膨らんでくるという形になってくるわけね。

○統括調整監兼事務局長（周藤健史君） 費用的な負担は増加をすると考えております。

○議長（樋口秀洋君） ほかに。

西内議員。

○9番（西内隆純君） 職員数の比較の紙なんですけれども、特に臨床検査部門については、他病院と比べると、条例改正後も低い数字になっていると。この数字の低い値で条例改正案後も算定されているというのは、どういうふうに解釈すればいいんですか。

○議長（樋口秀洋君） 統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（周藤健史君） 臨床検査業務につきましては、開院以来SPCでやっておりましたときからかなりの部分を院内ラボという形で直接業者さんに院内に来ていただいて業務の委嘱をさせていただいております。かなりの業務につきましては、院内で内部業務委託しておりますので、それによりまして他病院に比べて少ないものであると考えております。

○議長（樋口秀洋君） いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（樋口秀洋君） それでは、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

この際、討論を省略し、直ちに採決に入ることに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（樋口秀洋君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議第1号度高知県・高知市病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（樋口秀洋君） 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第2号高知県・高知市病院企業団監査委員の選任についての同意議案を採決いたします。

宮本光教君を高知県・高知市病院企業団監査委員に選任することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（樋口秀洋君） 全員挙手であります。よって、議案どおり宮本光教君を監査委員に選任することについて同意することに決しました。

次に、報第1号高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処分報告を採決いたします。

本議案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（樋口秀洋君） 全員挙手であります。よって、本議案は承認することに決しました。

次に、報第2号損害賠償の額の決定についての専決処分報告を採決いたします。

本議案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（樋口秀洋君） 全員挙手であります。よって、本議案は承認することに決しました。

以上をもって今期臨時会提出の案件全部を議了いたしました。

これをもちまして平成24年7月高知県・高知市病院企業団議会臨時会を閉会いたします。

午前11時05分 閉会

議 席 (案)

		議 長	副議長 5 番 こんどう 近藤 議員
1 番 あげ た 上 田 議員			
2 番 いけ わき 池 脇 議員			
3 番 おか だ 岡 田 議員			
4 番 き ら 吉 良 議員			
6 番 さかもと 坂 本 議員			
7 番 たか ぎ 高 木 議員			
			14 番 ふくしま 福 島 議員
			13 番 ふか せ 深 瀬 議員
			12 番 ひ ぐち 樋 口 議員
			11 番 はまかわ 浜 川 議員
			10 番 にしもり 西 森 議員
			9 番 にしうち 西 内 議員
			8 番 たけむら 竹 村 議員

24高病企213号
平成24年7月13日

高知県・高知市病院企業団議会副議長 近藤 強 様

高知県・高知市病院企業団企業長 畠中 伸介

議案の提出について

平成24年7月高知県・高知市病院企業団議会臨時会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 議第1号 高知県・高知市病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例議案
- 議第2号 高知県・高知市病院企業団監査委員の選任についての同意議案
- 報第1号 高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処分報告
- 報第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分報告

平成24年7月高知県・高知市病院企業団議会臨時会議決一覧表

事件の 番号	件 名	議決結果	議決 年月日
議第1号	高知県・高知市病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例議案	原案可決	24.7.13
議第2号	高知県・高知市病院企業団監査委員の選任についての同意議案	同意	24.7.13
報第1号	高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処分報告	承認	24.7.13
報第2号	損害賠償の額の決定についての専決処分報告	承認	24.7.13